

書 評

市川裕・白杵陽・大塚和夫・手島勲矢編  
『ユダヤ人と国民国家 — 政教分離を再考する』  
(岩波書店、2008年)

片桐 直人 (近畿大学)

(1) 本書は、ユダヤ人あるいはユダヤ教徒が、近代国民国家成立と共に抱えることになったアイデンティティ問題を歴史的、思想的に分析し、その本質を理解しようとする目的の下に編纂された論文集である。これらの論文は、直接的には、同志社大学21世紀COEプログラム「一神教の学際的研究 — 文明の共存と安全保障の見地から」(2003年度～2005年度)の成果の一部である。

いわゆる「ユダヤ学」については、よく指摘されるように、わが国における研究の蓄積が十分になされてこなかったという事情がある。専門のモノグラフィも数本にとどまり、体系的に論じた書物もあまり多くはない。本書はかかるユダヤ学をわが国独自の視点で発展・展開しようという野心を持った好著である。

そもそも、近代国家が用意した聖俗の分離というアイデアは(プロテスタント諸派とカトリックに代表される)諸宗派の共存を可能にするものであった。しかし、その一方で、かかるアイデアを受け入れるためには、当該宗派において、かかるアイデアを伝統的な教義と整合的に位置づける必要がある。その反作用として、おのれの伝統とは何か、正統な自己理解とは何かが問題となるわけである。このような問題が、イスラーム教の融合を目指すヨーロッパ世界において、まさにアクチュアルなものとして議論がおこなわれていることは、周知の通りである。本書は、かかる問題をユダヤ人・ユダヤ教徒がどのように受け止めたか、受け止めているかを歴史的・文化的側面から多角的に検討し、明らかにしようとする。

もつとも、かかる本書の性格からして、その内容の正確性や問題提起の明晰さを本誌において論評するのは適切ではないだろうし、もとより、そのような能力が評者にあるわけではない。しかしながら、本書は、宗教法に関心を抱く我々にとっても、“政教分離”や“宗教法”をめぐる議論を豊かにしうる何かしらの視点を提供してくれているように思われる。以下では、かかる観点から、評者の興味を惹いた議論を中心に紹介したい。

(2) 本書で扱われている論点は、執筆者のバックグラウンドや関心に対応して多岐にわたる。その中で、特に興味を惹いたのは、プロローグに収められた、ユダヤ教徒／ユダヤ人のアイデンティティ問題に関する諸論考と、第Ⅱ編に収められた政治と宗教の分離に関する諸論考である。

プロローグにおいては、ユダヤ人・ユダヤ教徒が近代国民国家の成立によって、アイデンティティ問題を抱えていく様子が、「究極の関心事」の変化という宗教学的視点から分析され（第Ⅰ章「宗教学から見た近代ユダヤ人のアイデンティティ」〔市川裕執筆〕）、次いで、かかるアイデンティティ問題が、建国以来、「民族国家」としての性格と「民主国家」としての性格とを併呑してきたイスラエルにおいて、現代でも（あるいは現代においてこそ）アクチュアルである点が明らかにされる（第Ⅱ章「イスラエルの政教分離とユダヤ・アイデンティティ」〔白杵陽執筆〕）。これらの論考は、それぞれの論点に論者の見解を示しつつ、読者に、（ある意味で普遍的であると考えられている）近代国民国家の前提的原理が、個別の宗教的コミュニティとの関連で孕むこととなる矛盾とどのように向き合うべきかを問いかけるものである。その意味では、ユダヤ人・ユダヤ教徒という個別の宗教的コミュニティが取り上げられているものの、そこで明らかにされる問題は普遍的な射程を有するものであるということができよう。

つづく第Ⅱ編「政治と宗教の分離」は、政教分離という近代的なアイデアが、ユダヤ人・ユダヤ教徒とどのような関係性を持つのか、そこに存する問題性は何かを具体的に描き出している。まず、「モーゼス・メンデルスゾーンと政教分離」（後藤正英執筆）において、ユダヤ教解釈の近代化を通じて啓蒙主義とユダヤ教との融合を目指したモーゼス・メンデルスゾーンの思想が検討さ

れる。後藤の分析に依れば、モーゼス・メンデルスゾーンが目指したのは、「政治的に同化しながらもユダヤ人の宗教的なアイデンティティを維持すること」であったわけであるが、この路線が、同化路線を支持する者たちからも、支持しない者たちからも排撃される運命にあったという指摘は重要であろう。かかる対立がロシア革命とナチス・ドイツという具体的な文脈でどのような展開を経たのかが実証される「ロシア革命とユダヤ・アイデンティティ」（高尾千津子執筆）及び「ナチ政権とユダヤ・アイデンティティ」（長田浩彰執筆）と併せて、この問題を立体的に理解することが可能になっている。さらに、「フランス・ユダヤ人の困惑」（菅野賢治執筆）及び「イスラエルにおける捕囚」（赤尾光春執筆）では、如上の問題が優れて現代的なテーマであり続けていることが示されている。

(3) これらの諸論考は、もっぱら、日本における「ユダヤ学」の発展・展開を目指して、学際的な研究手法により、検討されたものであって、その意味では、宗教法に直接関係するものではない。もっとも、上に紹介した各論文は、その緻密な議論を通じて、宗教法研究者にとっても有意義な資料を提供するものでもあり、それだけでも一読の価値がある。

さらに、かかる法制度の導入がもたらす、社会・文化的なインパクトを鮮明に描き出しており、「政教分離」というきわめて西洋近代的な法制度を根付かせるために何かしらの“努力”が必要なわが国においても参考になる知見がふんだんにちりばめられていると評することができよう。

くしくも、ヨーロッパでは、現在いわゆる「スカーフ問題」との関連で、まさにイスラーム教徒の側においても、ヨーロッパ的（フランス流に言えば「共和國的」）価値観とイスラームの教えをどのように整合させるかという問題が議論されている。この点、わが国においても、少なからぬ数のイスラーム教徒がすでに居住していることに鑑みれば、遠くない将来に同じような問題に直面することにはなりはしないだろうか。そのような問題に直面するとき、本書の真価はいつそう明らかになるように思われる。

もっとも、「国民国家」あるいは「政教分離」といった法学にも大きく関連する問題について、法学者の参加がなされていないことは残念な感もある。こ

れについて、かかる文明史的な問題についての、わが国の法学者の無関心があるとすれば、反省すべき点であるように思われる。なお、同志社大学一神教学際研究センターでは、法哲学・政治思想関連の研究者の参加もなされているようであり、この点も含めて、今後の研究の継続・発展に期待したい。